障害乳幼児の療育に

負担を持ち込ませない会

編集/〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者/池添 素 電話&FAX(075)465-4310

No. 27

発行:2012年3月22日

目次

OP1 一金閣寺

OP2-3 ー自立支援法をめぐって今、何が…:中村尚子

OP4 -広島・東京情勢学習会報告

OP₅ -4月からの「法改正」で何を大切にすべきか:広島市 塩見陽子

OP6 ー障害乳幼児の支援と地域自立支援協議会の役割:田村智佐枝

> 名称変更なのかなど、混乱する現場のため息が事務局にも れているところでしょう。何のための一元化か、何のための

頃は制度変更に伴う手続きなどで事業所はテンヤワンヤさ

四月からは障害児支援が変わります。このニュースが届く

OP7 ー子ども・子育て新システム骨格決定、法案へ

OP8 -7月の持ち込ませない会 最新情勢共有学習会の案内

届いています。

時間が、被災した地域の皆さんのところにも巡ってきまし 金閣寺 あの場所で何が起こったのか、思い出したくもない辛い 年目の三月十一日がめぐってきました。あの日、あの

時

で気になります。何も力になれない悔しさと、怒りを感じ た。記憶が心や身体を苦しめていないか、友人の顔が浮かん

影響の大きさに被災地の苦悩を肌で感じました。つらい悲 せていただきました。厳しい現状の一端に触れ、地震、津 とで少しでも満たされるための大人の責任を痛感します。 波、原発事故、とりわけ放射能被害が子どもたちに及ぼす しい体験をした子どもたちの心が、楽しいこと、うれしいこ ながら2時46分、京都の仲間と一緒に黙祷をしました。 7月に宮城県、12月に岩手県、そして1月に福島県に寄

ちの笑顔と保護者の楽しい子育てを支える療育の役割を再 有し、一歩でも前進する運動を作り上げたいと思います。 確認しながら、起こってくる問題を明らかにし、課題を共 七月に名古屋で会いましょう 新年度になり、新しい子どもや保護者を迎えて、子どもた

(事務局長 池添 素

障害者自立支援法をめぐって今、何が…

2009 年秋	厚労大臣、自立支援法廃止を宣言	政権交代
12 月	障がい者制度改革推進本部発足	訴訟団と政府の話し合い
2010年1月	障がい者制度改革推進会議スタート	訴訟団、政府と基本合意文書に調
		印
4 月	総合福祉部会始まる(55 人の委員)	訴訟、地裁ごとに和解
6月	推進会議第一次意見まとまる	
	政府、制度改革に関する閣議決定	
12月	推進会議第二次意見(障害者基本法改正に	※「つなぎ法」成立
	関する意見)	
2011年3月	障害者基本法改正案閣議決定	東日本大震災
7月	障害者基本法改正(8月5日施行)	
8月	総合福祉部会「骨格提言」まとまる	
2012年	厚労省、法案化に向けた作業開始。民主党	
1月~	内での討論→廃止ではなく一部改正へ	

も自立支援法の「お色直し」的改正 おきましょう。 ですまそうとしています。 これまでの経過を少しふり返って

の「改正」が閣議決定しました。本 3月13日、障害者自立支援法

東でしたが、民主党も厚生労働省 新たに総合福祉法を制定する約

来なら、自立支援法を廃止して、

生労働大臣が「廃止」を公言したの 代を経てついに全国集会の場で厚

|に、 障がい者制度改革本部を設 け、自立支援法の廃止をはじめと する国内法の整備に着手するため は、障害者権利条約の批准に向 です。政権の中心となった民主党

者制度改革推進会議を発足させ ために、2010年1月には障がい 置、具体的な検討作業をすすめる

ました。このとき同時並行して、政

55人の総意=骨格提言

ら障害者と家族、事業者から「天 自立支援法は、成立した直後か

がかかる応益負担に代表されるよ ど、障害が重ければ重いほどお金 福祉サービスを利用すればするほ 下の悪法」と批判されてきました。

律を障害者や家族と知恵を出しあ 立支援法の廃止とこれに代わる法

全国から障害者が日比谷に集まつ

うに、障害を自己責任とする考え

|という「基本合意文書」に署名した

表明し」、自立支援法を廃止する

ため、裁判を収束させました。自

ことに対して…心から反省の意を

人間としての尊厳を深く傷つけた した。原告らは、政府が「障害者の 府は訴訟団に和解の協議を求めま

方に貫かれているからです。毎年、

でもその違憲性を訴えてきました (自立支援違憲訴訟)。 その結果、2009年秋、政権交

て法の廃止を訴え、また司法の場

障害者自立支援法「改正」閣議決定

なのです。 ってつくっていくことは、当時の厚 生労働大臣と首相が約束したこと

どが中心を担って話し合いをすす いては保留にして、権利条約と基 サービス体系、報酬などのサブチ や対象となる障害者の範囲、福祉 推進会議、総合福祉部会ともに、 ために、障がい者制度改革推進会 代わる福祉法の中身を検討する 上げました。福祉サービスの利用 総合福祉法の「骨格提言」をまとめ 目的のもとに、2011年8月末、 本合意文書の実現をめざすという らに、新しくつくる福祉法の理念 めてきました。総合福祉部会はさ 障害当事者や家族、事業関係者な 議のもとに編成された組織です。 議論。賛否が一致しない事柄につ ームに分かれて、実態にもとづいて 総合福祉部会は、自立支援法に

込まれました。 報酬制を導入することなどが盛り

をふくらませました。 る作業に入るとだれもが期待に胸 骨格提言にもとづいて新法をつく 自立支援法をいったん廃止し、

リングも行われました。こうした 行われ、障害者団体に対するヒア る民主党内のチームで話し合いが した。2012年からは、与党であ もそれがだんだん強くなってきま 労省の態度が随所にみられ、しか 分的手直し」で済まそうという厚 から、財源論などを持ち出して「部 反映されていません。 なか、厚労省が示した法案の趣旨 には「骨格提言」の内容はまったく しかし、骨格提言をまとめる前

> 提言六〇項目のうち、取り上げら はつなぎ法で事実上なくなった。 総合支援法)」に変える、〇法律の れたのは三項目にすぎず、根幹部 すが、とんでもありません。 込むケースをなくす、〇応益負担 障害者の範囲に入れて谷間に落ち だから事実上「廃止」だと言うので 基本理念に書き込んだ、〇難病も

ようなことになれば、応益負担や ます。「総合支援法案」が成立する に、約束違反ですー 障害程度区分の廃止など、私たち 新法を」という決議を採択してい 方議会が「骨格提言にもとづいた 京都市など全国70を超える地

分はまったく変更なし。「一部改

正」は、廃止ではありません。まさ

部改正」は公約違反

にするしかありません。

に遠のきます。力を合わせて廃案 の望む総合福祉法ははるかかなた

的に支援するための法律(障害者 の日常生活及び社会生活を総合 政府は、〇法律名称を「障害者

とすることや、障害程度区分をな

の応益負担をやめ費用は原則無料

くすこと、事業運営のための月額

お知らせその1

全国発達支援通園事業連絡協議会 全国大会 in 京都

大会テーマ

(中村尚子)

なごんで またいこか ~変わりゆくものを支える変わらないもの~」

:10月6日·7日 場所:京都全日空ホテル

「発達と子育てを支える療育の役割を考える」

その他シンポジウムや情勢報告を予定しています!

是非秋の京都にお越しください!



障害児支援学習会



最新の情勢を学び、運動を強めよう!

くっていくための取り組みです。ム」の実態と課題を学び、運動をつしている「子ども・子育て新システ援施策と具体的に進められようと学習会を開きました。

なぜ保育の産業化なのか

大が集まりました。 一、気になる子どもや障害のあは、気になる子どもや障害のあは、気になる子どもや障害のあは、気になる子どもや障害のあは、気になる子どもや障害のある子どもと保護者への支援がいっそう自己負担にされようとしている、児童福祉法にもちこまれた直接契約制度をはじめ公的責任直接契約制度をはじめ公的責任がるときびしく指摘。続いて石幸いるときびしく指摘。続いて石幸いるときびしく指摘。続いて石幸いるときびしく指摘。続いて石幸にあるときびしく指摘。

> ました。 育の産業化を言うのか」と訴え ぜ今保育の制度を変えてまで保 ステムが位置づけられている。な 原位の第1に子ども子育て新シ

(土)に広島、22日(日)に東京で

「持ち込ませない会」は1月21日

自立支援法にそっくり

近藤直子さん(日本福祉大学)、実方伸子さん(全保連事務局)、中村尚子さん(全保連事務局するの役割について講演し、大学、同会代表)が、子どもの発大学、同会代表)が、子どもの発表した。茂木俊彦さん(桜美林

保障と税の一体改革の中で優先

(全障研しんぶんより転載) いくことを呼びかけました。 いくことを呼びかけました。 いくことを呼びかけました。 新システムが自立支援法にそっ 新システムが自立支援法にそっ かいくことを呼びかけました。

できます。 の情勢報告を動画で見ることがも問題」を開くと近藤直子さん※全障研ホームページの「子ど



(学習会の様子)

4月からの「法改正」で何を大切にすべきか

広島市職員労働組合 塩見 陽子(広島市こども療育センター)

法改正を受けて~広島市

体不自由児通園施設(2園)は、それ れぞれ児童発達支援センターへ。肢 園)と、難聴児通園施設(1園)は、そ 正により、知的障害児通園施設(3 ターは、4月から児童福祉法等の改 広島市の公的な3ヶ所の療育セン

そのまま移行されることになりまし ぞれ医療型児童発達支援センターに

園施設の療育を維持する形で継続 することになりました。療育センタ ますが、質量ともこれまで通りの通

達支援センターになっても、職員の 人員配置と専門性、医療訓練との連 ―の中の施設が、それぞれの児童発

し、通園施設を守る取り組みを訴え

リットもあり、慎重な検討が求め

背景には、保護者と共に行政に対 させない理解と約束を求めたことの 携、行事や家族支援についても、後退 た。つまり24年度は、名称は変わり と等から、福祉型になることのメ

討され段階的に実施していくこと 談支援事業、保育所等訪問支援に が整わず実施を見送った障害児相 は、一元化の在り方、今年度体制 になっています。 ついても、24年度中に引き続き検 続けた結果でもあります。今後

一元化の中での役割

通園方法(単独通園・親子通園)の 形態に知的と肢体の格差があるこ を含め、これまで培った専門性が、 体不自由児通園施設を福祉型に 危惧されます。しかし、広島では、 まわないかと他県の事例を見ても 施設名が無くなることで薄れてし くと思われます。医療体制や連携 統合するかどうかが検討されてい 元化については、ひとつは、肢

られます。

障害児相談支援事業

も、365日の地域生活や発達保 ランの作成やモニタリングにおいて 身が見える事業にしていく必要が 障の課題に応じた統合支援的な中 らないような視点が必要です。プ いては、契約制度というシステムの 実施のため、はたして公的機関と 請についても、体制が整わない中の て実施されることになった支給申 あります。また、現在、市町におい 中で、形だけの部分的な支援にな 障害児相談支援事業の創設につ

いう声もあります。 して公平性は守られているのかと

これからの課題

ていくのかという問題があります。 や学童支援にあてています。明確 は少なく、施設の職員を外来教室 に、スタッフを配置させていく運動 現在は、その対応のためのスタッフ 島市における発達障害児をどうし 方で、対応しきれていない、広

も必要です。

|っていきたいと思います。 |『子ども子育て新システム』の問題と ことになりました。今後も引き続き も合わせ、実践と運動を両輪に頑張 の療育をまとめた冊子を発行する を根づかせてきた歴史と運動と広島 ちゆく対象として、発達保障の考え 合わせ、障害が重い子ども達も、育 て、今年の全障研広島大会の開催に 私達は、療育センターの組合とし

お知らせその2

全障研第46回全国大会 in 広島

- 8月11日(土) 広島国際会議場
- 8月12日(日) ●分科会 広島市立大学など

障害乳幼児の支援と地域自立支援協議会の役割

田村智佐枝(宮崎市総合発達支援センター)

自立支援協議会とは

格差があると言われています。

格差があると言われています。

格差があると言われています。

「理営している所、設置はしたが、現在で設置義務が課せられましたが、現在で設置を受けている所、行政が主導設置の意図を十分に反映させ、社会資設置の意図を十分に反映させ、社会資設置表別で運営をしている所、設置はしたが、現在で設置表別でであると言われています。

で適切な相談支援が実施できる体制 び地域生活支援事業の円滑な実施を 供体制の整備並びに自立支援給付及 び都道府県の地域生活支援事業の提 ビス及び相談支援ならびに市町村及 協議会を指し、また、「障害福祉サー が書かれており、これが地域自立支援 関する協議を行うための会議の設置. 関係者による連携及び支援の体制に に、「地域における障害福祉に関する 障害者自立支援法施行規則第六五条 の整備を図るとともに、相談支援事業 確保するための基本的な指針」の中に 便宜の供与の内容が定められている中 の十に相談支援事業として実施すべき 雇用、教育、医療等の関連する分野か を効果的に実施するために、事業者、 ・地域の実情に応じ、中立・公正な立場 そもそも地域自立支援協議会とは、

援事業を核にした事業です。設置が求められているように相談支と相談支援事業を効果的に運営すと相談支援事業を効果的に運営する等のネットワークの構築を図る」

共働の取り組み

れるものです。 わかりやすく言えば、障害のあるれかりやすく言えば、障害のあるれるものです。 がら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ながら、多分野・多職種による多様ないです。 で考え行動しようというもいて、皆で考え行動しようというもいです。 はいな取り組みであり、支援を必要としている障害者等のために、ともに解決しようというもいです。

能」「障害児通園施設の機能」の学習

正」「保健所・児童デイサービス機

者自立支援法改正·児童福祉法改

諭が元気になり、地域の中で発達支会を行い、また、保育士や幼稚園教

で「子ども・子育て新システム」「障害

保育園(所)における気になる子ど援に取り組めるようにと「幼稚園・

─ ます。 ─ 二~三のテーマを決めて活動してい 「行政分野の多様な人が集まり、年に

子ども部会とは

や連携機関を紹介する「相談マップ ンケート調査を行いました。課題を 乳児期編」の発行や保育園(所)・幼 びたいなどの悩みや願いが浮き彫り 整理する中で、どこに相談すれば良 について学び検証するため、部会員 動の激しい法制度や療育機関の役割 施しています。平成二十三年度は変 になりましたので、相談できる機関 いかわからない・発達障害について学 育園(所)・保育者の悩みや課題のア 園(所)における気になる子どもや保 で市保育協会の協力を受けて保育 が、共通する課題はプロジェクトチ 稚園の先生たちの合同研修会を実 すい環境づくり」をテーマに、これま います。乳幼児部会は「子育てしや 会と乳幼児部会に分かれてはいます -ムで取り組むなど柔軟に運営して その中の子ども部会は学齢期部

動してい「シンポジウムを実施しています。り、年に「もの発達支援」をテーマに講演会及び

可能性を作り出す役割

います。 ウまで保育士と幼稚園教諭が一緒 今まで保育士と幼稚園教諭が一緒 かます。すぐに何かが生まれ、問 が 一堂に会する機会はなかった街に 師が一堂に会する機会はなかった街に が 一堂に会する機会はなかった街に が 一堂に会する機会はありません が 一堂に会する機会はありませんが、 連携しながら協働して問題に取り組 かています。すぐに何かが生まれ、問 が 一 学に会する機会はありません います。

や構成員の役割を整理しながら運営 協議会だと思います。 していく必要があると思います。それ 量によって、ますます地域間格差広が められており、相談支援専門員等の力 など相談支援の提供体制の拡大が求 談支援事業所はサービス等利用計画 割や期待が課せらながら、核になる相 可能性もチャンスもあるのが自立支援 言をしていくことが大事であり、その づくりへの取り組みを行い、行政への提 支援の方法や乳幼児期の療育システム に参加しながら、気になる段階からの でも、地域の自立支援協議会に積極的 る懸念がありますが、地域ごとに課題 用計画等評価機能・権利擁護などの役 決・相談支援事業所等のサービス等利 自立支援協議会には困難事例の解

子ども・子育て新システム骨格決定、 新システムで子どもの生活と発達をは守れない 法案へ

子どもは保育所に入りやすくなるの れるのでしょうか。「幼保一体(一元) てきます。さあ、待機児は「解消」さ 的な法律となって私たちの前に現れ でしょうか??? 化」が進むのでしょうか。障害のある 子ども・子育て新システムが具体

○保育園も幼稚園もなくなるの?

ども園(保育所+幼稚園)などが地域 う名称を使うようになっていくので 機能をもちながら、「こども園」とい は保育、学校教育というそれぞれの なので、当面、保育所、幼稚園など も園、幼稚園、保育所、それ以外の に存在するようになります。 しょう。図式的にいうと、こども園 客観的基準を満たした施設の総称 (保育所型)、こども園(幼稚園型)、こ 「こども園」というのは、「総合こど

関してはそうしたことは書かれてい ども園が増えていきます。幼稚園に 書かれていますので、徐々に総合こ 満児保育もできれば実施)に移行と らいですべて「総合こども園」(三歳以 上の学校教育と保育は必ず実施、未 乳児保育所を除く保育所は三年く

る」幼稚園は残るでしょう。 ませんので、「特色ある」「伝統のあ

○待機児は解消しません

う。 この部分での受け皿は増えるでしょ (「こども園給付」の対象になる)ので、 や保育ママが「法外」ではなくなる きちんとした受け皿は増えません。 育の機能をもつにはハードルが高いた 所と幼稚園。幼稚園が〇~二歳児保 ます。ただし、現在の無認可保育園 考え方自体が役所から消えてしまい また、公的機関の役割は「こども園給 め、待機児がいちばん多いこの年齢の 付」というお金を保護者に給付する ことに限られるため、待機児という 「一体化」するのは三歳以上の保育 分

見えないとなると、何のための新シ ○一番のねらいは責任を親にかぶせること ステムか。 幼保一体化、待機児解消の展望は

答えは簡単です。

変えたいから」 こども園に入園するためには、「保 - 保育所入所のしくみを根本から

> ということです。 …)。必要でない場合は、学校教 分されます(障害程度区分みたい 定はさらに短時間と長時間に区 育としての幼児教育の部分だけ ない」かの認定をうけます(認定 育が必要」(親が就労)か「必要で 証をもらう)。保育の必要性の認 障害がある場合は、「保育の必

は保育時間と保護者の所得で区 ら、保育料が高くなる…(利用料 …。でも、でも、1日保育になった 保育時間が短くなる可能性も 簡単に短時間に区分されたら、 の部分は大事なことです。でも、 の関与事項に書かれています。こ 要性」の認定証を出すと市町村

○選べることと契約制は違う!

けつして言いません。

すが、自治体が責任をもつとは 施設に利用を要請」が加わりま

想で見るからです。 労している分だけ預かるという発 う観点で保育をみないで、親の就 どもの生活と発達に必要だとい こうした心配が生じるのは、子

りこども園にかかる費用を保護 「こども園給付」は個人給付、つま きく取り上げられています。 した利用手続き」という項目が大 その(1)は「契約方式」の説明。 法案骨子を読むと「行政が関与

くことが大切になっています。

ます。障害がある場合はこれに、 ③相談に応じることに限定され れを②保護者に提供すること、 ①事業者の情報を整理して、そ るしくみだといえます。 保育の責任を保護者に押しつけ 領」というしくみです。これは、 おきますよ。これが「法定代理受 つけて通うことにした園に渡して 他に使われては困るので、そのお 金は親の代わりに、保護者が見 者に給付します、しかし、それが 利用可能な施設をあっせんし、 ここでの「市町村の関与」とは、

いうものの、障害児保育の制度、 | す。 みんなで学習し、 廃案にして みを確認し、守り発展させてい とたくさんの問題点がありま それからそれぞれの自治体で積 どもと子育て家庭を社会全体で み上げてきた保育所入所のしく いきましょう。 新システムについてはもっともっ 支える」といえるのでしょうか。 すでに一般財源化しているとは こんな新システムのどこが「子

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会王権 最新情勢共有学習会

「障害児支援の制度変更から3ヶ月、現状と課題を検証する」

(日時)

7月7日(土)14時から17時

(場所)

金山「都市センター」特別会議室

(住所)

〒460-0023 名古屋市中区金山町1丁目1-1

(TEL) 052-678-2200



・情勢報告「障害者福祉全体情勢と子ども子育て新システムの動向」

中村尚子(当会副代表)

- ・基調講演「今障害児支援で大切にしたいこと」近藤直子(当会副代表)
- ・各地からの報告と交流
- ・行動提起「子どもたちの未来のために」

白石正久(当会副代表)

4月から始まる制度変更を受けて、現場で起こっている問題を共有し、今後の課題をご一緒に考えましょう! 今から日程を入れておいてください。名古屋で会いましょう。 ◆ ◇ ◇

主催:障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

事務局連絡先(〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

電話&FAX(075)465-4310 E-mail: rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp)